

平成30年10月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

10月29日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判官任官希望者に対する健康診断、採用面接等の予定が書いてある文書（第71期司法修習生用）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、10月3日付けで、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 健康診断及び採用面接の各実施日については、公になると、これらの実施を妨害されるなどして、円滑な判事補採用手続の進行に支障を及ぼすおそれ

がある。したがって、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、各実施日が経過するまでは不開示事由が存在する（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号ニ）。

イ 採用内定通知発送日については、裁判所内部の事務に関する日程であり、採用手続の進捗によっては変更の可能性があるものの、その後の円滑な採用手続の進行のため、裁判官任官希望者に限って予め伝えているものである。このような情報が公になると、例えば、仮に同日程に変更があった場合、裁判官任官希望者の周囲の者等にあらぬ憶測を生んだり、その結果、同希望者に無用の風評を生じさせたりするなどの混乱を招くなど、円滑な判事補採用手続の実施に支障を及ぼすおそれがある。したがって、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、採用内定通知発送日が経過するまでは不開示事由が存在する（法第5条第6号ニ）。

ウ よって、本件申出に係る文書を一部不開示とした原判断は相当である。